**平成２１年（フ）第５５７号**
大津市あかね町13番21　グラン・コート大津唐崎201号
債務者　鳥羽　美貴
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第５６９号**
滋賀県高島市マキノ町高木浜１―24―１―101
債務者　吉永　美幸
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第５７２号**
大津市南志賀３丁目25番20号、前住所大津市下阪本１丁目46番28号　主たる営業所所在地京都市山科区勧修寺東出町64
債務者　中村　雅巳
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第４１８号**
兵庫県姫路市庄田86番地１市営庄田住宅６棟603号
債務者　久保　利香
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２１年（フ）第４８８号**
兵庫県姫路市亀山２丁目44番地
債務者　中村　千鶴
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２１年（フ）第５５９号**
兵庫県加古川市別府町本町１丁目28番地末広住宅201号
債務者　福下　卓美
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２１年（フ）第５９９号**
兵庫県姫路市車崎２丁目12番９号　ディアス今宿101号室、従前の住所滋賀県近江八幡市中村町４番地３―213
債務者　清水　億也
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２１年（フ）第６０１号**
兵庫県姫路市朝日町９番地上山荘17号
債務者　金川　　明
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２１年（フ）第６１０号**
兵庫県姫路市市川台２丁目１番地市住５―25
債務者　平野　英男
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２１年（フ）第６４５号**
兵庫県高砂市荒井町蓮池２丁目５番４号
債務者　山内　　将
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２１年（フ）第６６１号**
兵庫県加古郡播磨町東本荘１丁目５番48号シーホーク103号、従前の住所兵庫県加古川市別府町新野辺北町５丁目99番地の１
債務者　多田　智治
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２１年（フ）第６７６号**
兵庫県高砂市米田団地11番301号
債務者　大西　則男
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２１年（フ）第６９１号**
兵庫県姫路市大津区西土井185番地６
債務者　山内　友子（旧姓藤澤）
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２１年（フ）第７０３号**
兵庫県姫路市砥堀256番地　坂本マンション304号
債務者　大塚　知子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２１年（フ）第７２１号**
兵庫県姫路市日出町３丁目18番地　県営日出住宅１棟711
債務者　川端　鷹子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２１年（フ）第７２９号**
兵庫県姫路市手柄396番地４レオパレス手柄205号
債務者　桑名　智子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２１年（フ）第１４４５号**
広島県東広島市八本松町正力１番地５　菅井アパート４号
債務者　倉本　智子（旧姓目崎）
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
広島地方裁判所民事第４部